

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 県全域

(1) 現況

本県は、瀬戸内海と豊後水道に面した九州東部に位置し、年平均気温は17℃で、全体として温暖な気候であり、気候区分としては瀬戸内型、太平洋沿岸型、内陸山地型に分布する。

地形をみると、県北の中津・宇佐平野、県央の大分平野など比較的規模の大きい平野が広がる一方で、内陸には日田、玖珠、由布院、竹田などの盆地を抱え、平野と盆地の周辺に中山間地域が広く展開しており、これらをつなぐように、大野川、山国川、駅館川、大分川、番匠川、三隈川などの河川が海岸まで県土を潤し、変化に富んでいる。

耕地面積はおよそ5万7千haで、県土の11%を占め、標高0mから1,000m近くまで耕地が分布し、水田が71%を占めている。他方、耕地に占める中山間地域の割合は約70%と全国有数となっている。

農業生産面では、寒暖の差が米や果樹などの旨みを増幅させ、地域に特産をもたらし、中山間地域に広がる棚田が織りなす芸術的な風景は、訪ねる人々の心を癒やしている。

これら農業の営みを支える農業用ダム・ため池や水路等のかんがい施設、ほ場の区画、農道の整備等により、安定した農業用水の確保と農業生産性の向上、地域の景観・生態系の保全や防災上の安全をもたらしている。これらの施設の中には、先人の努力と地域の支えで、白水ダムや音無円形分水などにみられるように、農業土木遺産として歴史的な価値を持つものも多く残されている。

「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」として、国連食糧農業機関により世界農業遺産に認定された国東半島宇佐地域もその好例である。

さらに細かく地域別（図表1）にみると、

①東部地域

国東半島は、瀬戸内型気候に属し降水量が少く、火山灰地質の中にある。河川は短く、急勾配で、短時間のうちに降水が海へ到達することから、河川からの利水が難しく、古くからため池を連携するなど、少ない水を確保しながらの営農が特徴である。

平野部では、米・麦・大豆を中心とする水田農業が営まれており、丘陵樹園地で柑橘類が主に生産されている。温暖な気候を利用した施設園芸では、ハウスみかんを筆頭に、いちご・こねぎなどの野菜類、キク・バラなどの花き類が生産され、県内でも代表的な産地となっている。

②中部地域

比較的温暖で降水量も多いが、地形が東西に長く伸び海岸部と山間部に跨がっているため、瀬戸内型気候、太平洋型気候、内陸山地型気候に属し、海岸部は無霜地域が多くなっている。

耕地は、標高0mの平坦地域から700mの山間地域までに散在しており、農業地域類型区分としては、都市的地域水田型から山間農業地域田畑型までの形態があり、経営状況も多岐にわたっている。主な品目は、にら・ピーマンなどの野菜類、畜産、柑橘類、米となっている。

③南部地域

高温多湿で降水量が多く、積雪はほとんどない太平洋型気候に属し、海岸部では無霜地帯が多くなっている。900m前後の山々などを抱える山間地域から南北270kmのリアス式海岸を望む沿岸地域へと地形が広がり、変化に富んでいる。

沿岸部から中山間地に至る多様な地形と豊かな自然環境を活かして、園芸、畜産、米、茶、乾しいたけ、木材生産等様々な形態の農林業が営まれている。特に、いちご、にら、キク、ホオズキ、ハウスみかん、早期水稻等は、県内の主要な産地となっている。

④豊肥地域

盆地や谷間の河川沿いに水田農業が広がるとともに、丘陵台地は農業用ダムからの水供給による農業が営まれるなど、県内でも有数の畑作農業地帯であり、都市部への野菜供給基地としての役割を担っている。また、ほ場整備事業等によって生産基盤が整備されていることから、認定農業者や集落営農組織を中心に、新しい農業が展開されている。

広大な畑地や夏季冷涼な気候を活かして、トマトやピーマン等の夏秋野菜の生産、畜産の盛んな地域であり、集落営農や担い手による効率的な水田農業が進んでいる。さらに山間部において、森林資源を活かした木材生産やしいたけ栽培も盛んに行われている。

⑤西部地域

内陸山地型気候に属し、一年を通して寒暖の変動が大きく、高い山が連なるため、夏は夕立や雷雨、冬は冬日が続く、九州としては比較的積雪も多くなっている。

多様な気候、標高差など、地域の特性を活かしたトマト・白ねぎ・いちご・ピーマンなどの園芸、畜産、米と豊かな森林資源を活かした木材生産、しいたけの産地づくりが進められている。

⑥北部地域

海岸部は、瀬戸内型気候に属し降水量が少なく、内陸部は、内陸山地型気候で降水量が多い特性を持っている。宇佐・豊後高田地域は、火山灰地質の中にあり、河川は短く、急勾配で、短時間のうちに降水が海へ到達することから、河川からの利水が難しく、古くからため池を連携するなど、少ない水を確保しながらの営農が特徴である。

国営事業による農業用ダム、頭首工や水路及び県営事業により大規模にほ場

・農道等が整備された県下随一の穀倉地帯である宇佐平野を中心に、米・麦・大豆等の水田農業が展開されており、干拓地では、白ねぎや小ねぎなどの大規模野菜農家が育成されている。また、中山間地域では、つや姫など特色ある米、ブドウ、ユズなどの果樹、花き、畜産、しいたけ等、多様な農林業が営まれている。

このように、変化に富んだ地形・気候や水資源により、米作を基盤に野菜、果樹、花きの園芸作物や肉用牛を中心とする畜産など、各地域の立地条件を活かした多様な農業が展開されている。

しかしながら、当県では農業就業人口の高齢化率が約70%と九州一高く、農山漁村地域では、過疎化、高齢化の進行や後継者不足に伴い、農村資源の維持管理、伝統的な農業技術、行事、文化の継承などが困難になるといった集落機能の低下が懸念されている。

また、共同管理体制の脆弱化、耕作放棄地の増加、イノシシ・シカ等による鳥獣被害、農業水利施設の老朽化も進んでいる。

さらに環境面においては、地球温暖化の防止、生物多様性の保全を図るため、農業生産による環境負荷を低減することが必要となっている。

今後、耕作放棄地の解消、農地の保全を目指して担い手への農地利用集積を進めるためには、農道やかんがい施設保全管理等、農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。

また、当県では大部分が過疎地域に指定（図表2）されており、中でも、中山間地域では、平地地域に比べ農業生産条件の格差が大きいことから、これらを補正する取組を行うことが必要である。

さらに、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応し、安全・安心な農産物の生産拡大や自然環境の保全に資する生産システムの構築を図ることが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本県では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業（以下「1号事業から3号事業」という。）を推進することにより、農業用排水路の清掃や機械の共同利用、有機農業をはじめとする環境保全型農業などに取り組み、生物多様性を保全するなど、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件や営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じ

て、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。

- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、世界農業遺産認定地域の取組など、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から、市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるよう設定することとする。

2 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるよう設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

当該市町村が促進計画を実施するにあたり、必要と認める事項を記載する。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

- 1 多面的機能発揮促進事業の実施状況、農業者団体等の取組の点検・評価を行うため、第三者委員会を設置し、必要に応じて、農業者団体等に対し、指導・助言を行うこととする。

2 農業者団体等による取組の効果的な促進を図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、以下の点に留意することとする。

(1) 1号事業

大分県、市町村、農業者団体等から構成する大分県多面的機能支払推進協議会を地域の推進体制に位置付けることとする。

(2) 2号事業

大分県と市町村が緊密に連携し、農業者団体等の広域的な連携を促進するなど、円滑に事業を実施するための推進体制を構築することとする。

(3) 3号事業

大分県と市町村、農業者団体等が緊密に連携し、円滑に事業を実施するための推進体制を構築することとする。

3 農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等、多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県と市町村は、事業活動の重複に留意しつつ、1号事業から3号事業が効果的に活用されるよう、農業者団体等関係者間での情報共有や的確な事業推進に向けた連携に努めるものとする。

図表 1 大分県地域別図



- 1) 東部地域：3市1町1村
- 中部地域：4市
- 南部地域：1市
- 豊肥地域：2市
- 西部地域：1市2町
- 北部地域：3市
- 計：18市町村

- 2) 世界農業遺産エリア：4市1町1村
(豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町)

図表 2 過疎市町村位置図

